

離婚届の書き方とご注意

- ◎黒のインクまたはボールペンで書いてください。
(鉛筆や消えやすいインクでは書かないでください)
- ◎届書に修正液等は使用しないでください。
- ◎届書は1通で差し支えありません。

提出日を記入
してください。

離婚届
令和 年 月 日届出
長 あて

受 理	令 和	年	月	日	発 送	令 和	年	月	日
第	号				長 印				
送 付	令 和	年	月	日					
第	号								
書類調査	戸籍記載	記載調査	決 裁	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知		

氏は離婚前の姓で記入してください。
外国人の氏名は漢字またはカタカナで「ラストネーム、ファーストネーム」で記入してください。カタカナの場合、氏と名の間に「カンマ (,)」を記入してください。

昭和・平成など省略せずに記入してください。
外国人の生年月日は西暦で記入してください。

住所は省略せずに、○丁目○番地、○丁目○番○号と記入してください。

本籍は、省略せず戸籍の表示のとおり、正しく記入してください。
外国人の場合は国籍を記入してください。

該当する「□」内にレ印を記入してください。

離婚により復氏する者の離婚後の本籍（従前の戸籍もしくは新戸籍）を記入してください。ただし、同時に77条の2の届出をするときは記入しないでください。
外国人との離婚では戸籍の変動はありません。この欄は記入しないでください。

離婚届出時に同居中であれば（同居を始めたとき）だけを記入し、別居中であれば（同居を始めたとき）、（別居したとき）及び別居する前の住所を記入してください。

該当する「□」内にレ印を記入してください。

届出のときに持ってくるもの

- ◎届書
- ◎本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）
- ◎転出証明書（届出と一緒に住所変更がある場合）
- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）
（住所が三郷市で氏が変更になる場合）

※裁判所で離婚が成立した場合は、次の書類の添付が必要になります。

- ・調停（または和解、認諾）により成立したときは、
調停（または和解、認諾）の調書の謄本
- ・審判（または判決）により成立したときは、
審判（または判決）の謄本及び確定証明書

※外国人との協議離婚の場合、日本人の住民票が必要となることがあります。

(1)	氏 名 生 年 月 日 住 所 (住民登録をして いるところ) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	夫 甲 野 雅 人 妻 甲 野 洋 子 昭和50年9月26日 昭和52年7月10日 埼玉県三郷市彦成 埼玉県三郷市戸ヶ崎 3丁目7番19-301号 2丁目654番地 甲 野 雅 人 乙 橋 清 埼玉県三郷市彦成3丁目7番 甲 野 雅 人 甲野雅人 甲野里花子 甲野 清 甲 野 清 協議離婚 調停 審判 平成19年8月 令和3年5月 埼玉県三郷市戸ヶ崎3丁目520番地2 甲野拓也、甲野沙耶 平成19年8月から 令和3年5月まで 埼玉県三郷市彦成3丁目7番19-301号 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業
(2)	父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合は その欄に書いてください)	夫の父 甲野雅人 母 甲野里花子 養 父 甲野 清 養 母 父の父 乙橋 清 母 乙橋小百合 養 父 丙川 三郎 養 母 父の父 乙橋 清 母 乙橋小百合 養 父 丙川 三郎 養 母 父の父 乙橋 清 母 乙橋小百合 養 父 丙川 三郎 養 母
(3)	離婚の種別	協議離婚 調停 審判 和解 請求の認諾 判決 平成19年8月 令和3年5月 埼玉県三郷市戸ヶ崎3丁目520番地2 甲野拓也、甲野沙耶 平成19年8月から 令和3年5月まで 埼玉県三郷市彦成3丁目7番19-301号
(4)	婚姻前の氏に もどる者の本籍	夫 甲 野 雅 人 妻 甲 野 洋 子 昭和50年9月26日 昭和52年7月10日 埼玉県三郷市彦成 埼玉県三郷市戸ヶ崎 3丁目7番19-301号 2丁目654番地 甲 野 雅 人 乙 橋 清 埼玉県三郷市彦成3丁目7番 甲 野 雅 人 甲野雅人 甲野里花子 甲野 清 甲 野 清 協議離婚 調停 審判 平成19年8月 令和3年5月 埼玉県三郷市戸ヶ崎3丁目520番地2 甲野拓也、甲野沙耶 平成19年8月から 令和3年5月まで 埼玉県三郷市彦成3丁目7番19-301号
(5)	未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子 妻が親権 を行う子 甲野拓也、甲野沙耶
(6)	同居の期間	平成19年8月から 令和3年5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7)	別居する前の 住 所	埼玉県三郷市彦成3丁目7番19-301号
(8)	別居する前の 世帯のおもな 仕事と	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業
	夫 妻 の 職 業	夫の職業 妻の職業
	その他	
	届 出 人 (※押印は任意)	夫 甲 野 雅 人 妻 甲 野 洋 子
	事件簿番号	

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	(夫・妻) 電話 090(9876) XXXX
妻 年 月 日	自宅・勤務先[]・携帯

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	乙 橋 清 印	山 川 太 郎 印
生 年 月 日	昭和27年6月4日	昭和27年6月4日
住 所	埼玉県三郷市戸ヶ崎 2丁目654番301	埼玉県越谷市越谷 4丁目2番82号
本 籍	埼玉県三郷市戸ヶ崎 3丁目520番地2	埼玉県越谷市赤山町 5丁目7番地

協議離婚の場合は、証人(18歳以上)が2名必要です。
それぞれ署名してください。
押印は任意です。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

☐ 面会交流について取決めをしている。
☐ まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

☐ 養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法:(☐公正証書 ☐それ以外)
☐ まだ決めていない。

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

未成年の子(18歳未満)がいる場合は、それぞれ
親権を行う子の氏名を記入してください。

届出時の状況について該当する「□」内にレ印を記入してください。

必ず本人が署名してください。押印は任意です。外国人は押印の必要はありません。

昼間連絡できるところを記載してください。
(夫・妻どちらの連絡先か記載してください。)

その他、届書記入についてのお問い合わせ先
三郷市役所 市民課 048(953)1111(代)
希望の郷交流センター出張所 048(957)2121